

B 「遺言書」がなく「遺産分割協議書」がある場合の必要書類

「戸籍謄本」「印鑑登録証明書」などは原本提示が必要となります。

書類を確認させていただき、コピーを取らせていただいたうえでご返却いたします。

確認	書類名など	入手先
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議書(原本) 全ての相続人さまの実印で署名捺印があるか確認をお願いします。	お客さま
<input type="checkbox"/>	相続手続依頼書 原則として「相続人全員」の実印での署名捺印をお願いいたします。 ただし、遺産分割協議書により、当金庫のお取引について相続人が特定されていれば特定相続人の署名捺印のみでお手続き可能です。	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	「法定相続情報一覧図」または 全ての相続人さまを確認できる「戸籍謄本」(原本) 相続人さまが以下の場合には、亡くなられた方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 ・お子さまのみ ・配偶者とお子さま ・配偶者とご両親 ・ご両親のみ ※以下の場合には、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した 戸籍謄本のほか必要な戸籍謄本があります。 ・相続人であるお子さまがすでに亡くなられている場合 亡くなられたお子さまの出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 ・ご両親が相続人でどちらかが亡くなられている場合 亡くなられている方の死亡日の記載されている戸籍謄本。 ・兄弟・姉妹が相続人の場合 被相続人のご両親の出生から死亡までの連続した戸籍謄本。 兄弟・姉妹に亡くなられた方がいらっしゃる場合は、その方の 出生から死亡までの連続した戸籍謄本。	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	相続人さま全員の印鑑証明書(原本) 原則発行日から6ヶ月以内のもの	市区町村役場
<input type="checkbox"/>	外国為替及び外国貿易法に基づく確認書 ご記入、ご提出がないとお手続きができません。	当金庫窓口
<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の通帳・証書・キャッシュカード等 喪失等の場合には、「相続手続依頼書」の指定欄にその旨をご記入 ください。	お客さま
<input type="checkbox"/>	相続人代表者さまの本人確認書類 運転免許証、個人番号カード(裏面の写しは不要です。)等	お客さま

※亡くなられた方が、貸金庫、投資信託、公共債、ローンなどのお取引がある場合には、
別途必要となる書類がございますので、お取引店舗までご連絡をお願いします。